

○通商産業省告示第七百八十二号

輸出貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第六十四号）第一条の二第一項の規定に基づき、輸出貿易管理規則第一条の二第一項に規定する入出力装置に係る基準を次のように定め、平成十三年一月六日から施行する。なお、平成十二年通商産業省告示第十八号（輸出貿易管理規則の規定に基づき通商産業大臣が告示で定める入出力装置に係る基準を定める件）は、平成十三年一月五日限り、廃止する。

平成十二年十二月二十日

通商産業大臣 平沼 赳夫

輸入貿易管理規則第二条第四項に規定する入出力装置に係る基準

輸出貿易管理規則第一条の二第一項に規定する入出力装置は、次の機能を備えたものでなければならぬ。

【最終改正】令和元年七月一日経済産業省告示第四六号

一 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が交付する入出力装置用ソフトウェアを用いて、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の使用に係る電子計算機から入手した輸出許可申請様式、輸出承認申請様式又は輸出許可・承認申請様式に入力で

きる機能

二 産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格 X〇二〇一  
及び X〇二〇八に規定する図形文字を使用できる機能

三 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の使用に係る電子計算機と通信できる  
機能